

建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）における週休２日工事实施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、鹿児島市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）において、週休２日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休２日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第３条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

（１）週休２日

- １） 完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。
- ２） 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ３） 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- １） 夏季休暇３日間及び年末年始６日間
- ２） 工場製作のみを実施している期間
- ３） 工事の全部を一時中止している期間
- ４） 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- ５） 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（週休２日の達成基準）

第４条 週休２日の達成基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休 2 日（土日）

完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

- 2 現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第 5 条 対象工事は、原則として水道局が発注する全ての建築工事（営繕）及び設備工事（電気・機械）とするが、発注者が週休 2 日工事に適さないと判断する以下の工事については、対象外とすることができる。

- (1) 社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事
- (2) 現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事
- (3) 対象期間が 4 週間未満、または現場作業日数が 20 日未満である工事

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

（発注方式）

第 6 条 受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）を基本とする。

（工事費の積算）

第 7 条 工事費の積算は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築工事(営繕)補正方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

1) 完全週休2日（土日）適用工事

【労務費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 1

2) 月単位の週休2日適用工事

【労務費】 1. 0 2

(2) 設備工事(電気・機械)補正方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費、共通仮設費及び現場管理費を補正する。

1) 完全週休2日（土日）適用工事

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 3

2) 月単位の週休2日適用工事

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 1 【現場管理費】 1. 0 2

(3) 積算及び変更方法

現場閉所の状況を確認し、第7条(1)又は第7条(2)の現場閉所の達成状況に応じて、請負代金額を変更する。また、第4条(1)又は第4条(2)に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

（現場閉所の確認方法等）

第8条 現場閉所の確認方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事着手前

- 1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。
- 2) 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、現場閉所の予定日を明示した休日取得計画表（別紙1）（以下「計画表」という。）を発注者に提出する。
- 3) 発注者は、計画表により、週休2日が確保されていることを確認する。
- 4) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を発注者と受注者との協議により決定する。

(2) 工事着事後

- 1) 受注者は、計画表に現場閉所の状況を記入し、月末及び工事完成日に発注者へ提出しなければならない。

- 2) 受注者は、前項の現場閉所の状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を併せて発注者に提示しなければならない。
 - 3) 発注者は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された計画表により、対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
 - 4) 発注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所の予定日を記載した計画表を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。
- 2 受注者は、週休2日工事である旨を看板等で掲示する。（別図1参照）
 - 3 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

（実施証明）

第9条 発注者は、週休2日工事を実施した工事で、週休2日を達成した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙2）を発行するものとする。

（留意事項）

第10条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (5) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月10日から施行し、単価適用日が令和6年5月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和6年10月11日から施行し、単価適用日が令和6年10月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和7年10月10日から施行し、単価適用日が令和7年10月1日以降の工事から適用する。